

## 長崎外国語短期大学 学位規程

(目的)

**第1条** この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び長崎外国語短期大学学則(以下「学則」という。)第34条の規定に基づき、長崎外国語短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

**第2条** 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

英語学科 短期大学士(英語)

(学位授与の要件)

**第3条** 短期大学士の学位は、学則第33条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

**第4条** 学長は、教授会の議を経て卒業を認定したときは、学位を授与し、別紙様式による学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

**第5条** 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「長崎外国語短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

**第6条** 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、教授会が行う。

### 附 則

この規程は、平成17年12月 1日から施行する。

別紙様式

(A 版横・縦書き)

第 号	長崎外国語短期大学長 氏 名	年 月 日	を認め短期大学士（英語）の学位を授与する	本学英語学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め短期大学士（英語）の学位を授与する	短期 大学印	氏 名	年 月 日生	卒業証書・学位記